

## 宮島「紅葉谷弥山線歩道改良工事」に伴う無断現状変更について

〔 令和2年6月26日 〕  
〔 自然環境課 〕

### 1 趣旨

宮島「紅葉谷弥山線歩道改良工事」の実施に際し、文化財保護法に規定する現状変更に係る文化庁長官の許可を得ないまま、ヘリコプターによる工事資材運搬用荷下ろし場の確保のため支障となる樹木（33本）を伐採した。

### 2 経緯

令和元年7月10日	・文化財現状変更（登山道修理等）の申請
令和元年9月17日	・工事契約〔工期：R1.9.18～R2.2.28〕
令和元年9月20日	・文化財現状変更（登山道修理等）の許可
令和元年10月1日	・県が受託事業者に樹木伐採を指示
令和元年10月11日・14日	・受託事業者が樹木を伐採
令和元年10月18日	・廿日市市教育委員会事務局から県に無断で樹木を伐採しているとの情報が入る。 ・県教育委員会事務局から文化庁に報告
令和元年10月21日	・県による現地調査
令和元年10月23日	・県教育委員会事務局による現地調査（県立会） ※工事中止
（文化庁・植物の専門家と調整）	
令和2年3月30日	・文化庁に顛末書（経緯・再発防止策）の提出 ・文化財現状変更（樹木伐採）の申請
令和2年5月22日	・文化財現状変更（樹木伐採）の許可 ※「植生復元」と「再発防止策」を条件に許可

### 3 原因

- ・許可申請内容を詳細に確認せず、樹木伐採が申請済みの内容と誤解していたこと。
- ・更に、許可申請事務担当課と工事発注担当課との間で工事内容の確認が不十分であったこと。

### 4 今後の対応

無断伐採の対応について文化庁の判断を伺った結果、再発防止策の徹底及び伐採した樹木の植生復元の指示を受け、以下のとおり対応する。

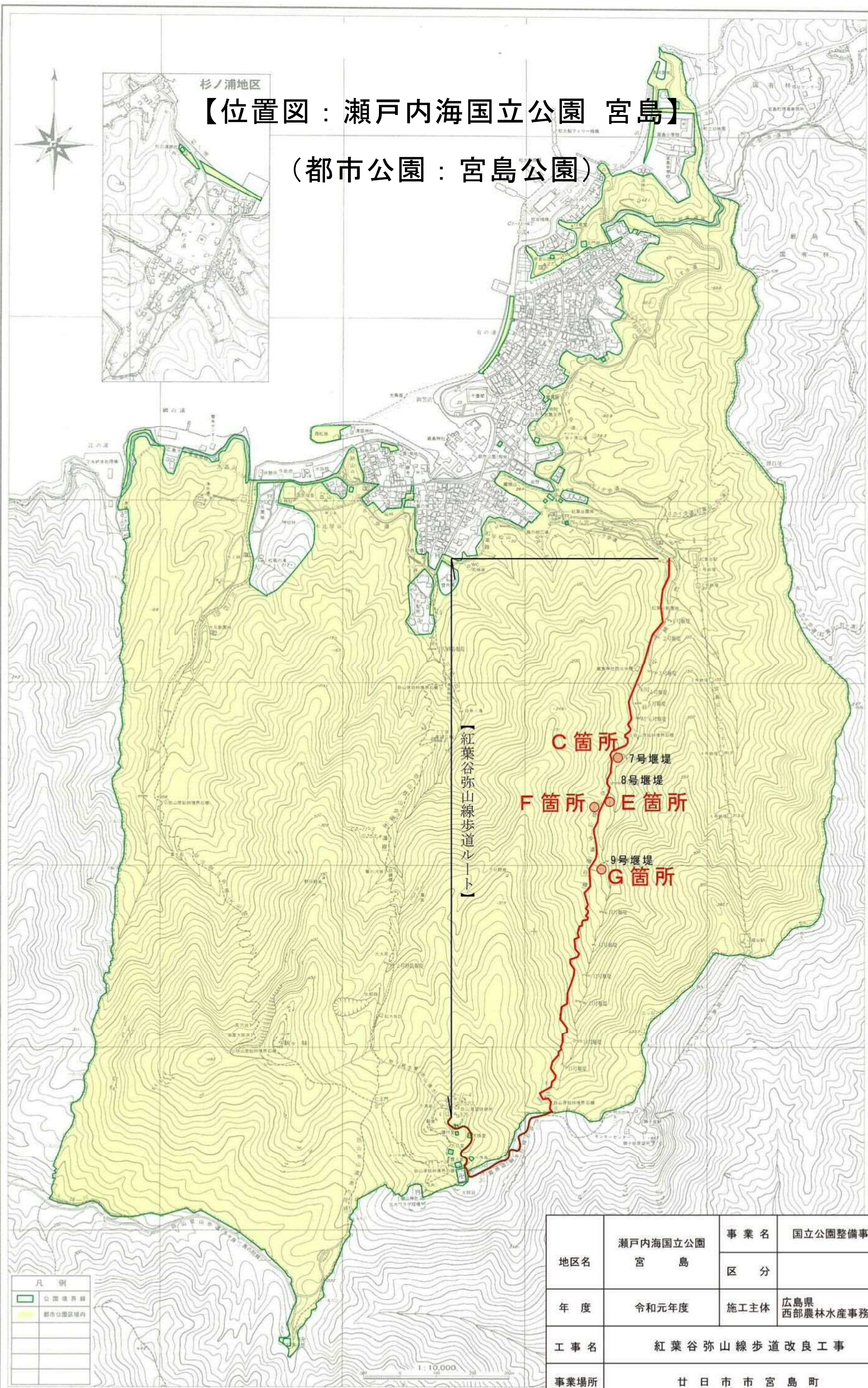
#### （1）植生復元

伐採した樹木の植生復元及びシカの食害防止対策を実施

#### （2）再発防止策の徹底

- ① 申請内容と工事内容及び現地状況の確認の徹底
- ② 県及び県・市教育委員会事務局との一層の連携強化
- ③ 担当者会議等を開催し、文化財保護法の法令遵守の徹底





**【位置図：瀬戸内海国立公園 宮島】**  
**(都市公園：宮島公園)**

【紅葉谷弥山線歩道ルート】

凡例	
	公園境界線
	都市公園区域内

地区名	瀬戸内海国立公園	事業名	国立公園整備事業
	宮島	区分	
年度	令和元年度	施工主体	広島県 西部農林水産事務所
工事名	紅葉谷弥山線歩道改良工事		
事業場所	廿日市市宮島町		
名称	位置図		
縮尺	1:10000	審査者	設計者

縮尺1:10000 二重線は境界線を示す。凡例参照。 測量地図社 2007年11月1日現在



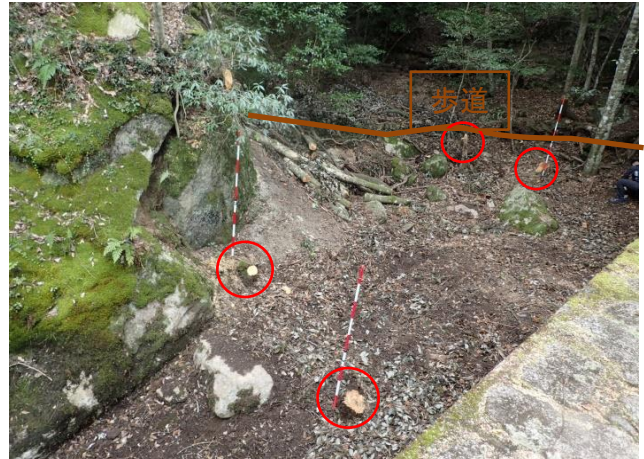
事業名: 国立公園整備事業 宮島紅葉谷弥山線歩道改良工事No.2

ヘリコプター荷下ろし場: G箇所(本数: 7本)

①



②



ヘリコプター荷下ろし場: E箇所(本数: 13本)

⑤



⑥



ヘリコプター荷下ろし場: C箇所(本数: 11本)

⑦



⑧

